

社会・労働保険の主な手続き(2)

い	給付	とい	支給要件等	支給額等	手続き等
出産のため会社を休んだときの保障等	出産育児一時金	年金事務所又は健康保険組合	【いつまでに】 出産後すみやかに	【支給額】 原則は医療機関等への直接支払制度により支給申請は不要ですが、直接支払制度を利用しない場合は、1児につき、50万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は48.8万円)支給されます。	医療機関への直接支払制度を利用しない場合や、利用した場合においても出産費用が一時金の額を下回る際の差額分については申請
			【いつまでに】 産休後(産前・後の休業中も申請可能) 【支給要件】 ・出産の日前後の一定期間労務に服さないこと ・その期間、報酬の支払を受けなかったこと	【支給期間】 出産日(出産日が予定日後であるときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)より出産日後56日までの間で、労務に服さなかった期間について支給されます。 【支給額】 1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。 報酬が支払われる場合、報酬の額が出産手当金の額に満たないときは、その差額が支給され、報酬が全額支払われる場合は支給されません。	●減額 給与が一部支給されたとき、出産手当金額ー給与額＝支給額 ●不支給 出産手当金の額を上回る給与を受けるとき
	健康保険被扶養者(異動)届(子の健康保険 被扶養者への加入)：出産日から5日以内				
	育児休業基本給付金	公共職業安定所	【支給要件】 ・育児休業期間中の各1か月に、休業開始前の1か月当たりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと ・就業している日数が各支給対象期間ごとに10日以下であること(10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間以下であるとともに、休業日が1日以上あること。)	【支給資格】 育児休業給付金は、雇用保険の被保険者が1歳(支給対象期間の延長に該当する場合は、1歳6か月又は2歳)未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数11日以上ある月※が12月以上あれば、支給資格の確認を受けることができます。 (※目安としては、週3日以上勤務する方が対象となります。) ・「パパママ育休プラス制度(父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長)」を利用する場合は、育児休業の対象となる子の年齢が原則1歳2か月までとなります。ただし、育児休業が取得できる期間(女性の場合は、子の生年月日以降の産後休業期間を含む)は1年間です。 【支給額(支給対象期間1か月当たり)】 賃金日額 × 支給日数(30日※) × 67% (育児休業開始日から6か月经過後は50%) ※休業終了日の属する支給対象期間は、その日数 ・父親が、子の誕生日から8週間の期間内に、4週間(28日)以内の期間を定めて、当該子を養育するための産後パパ育休(出生時育児休業)を取得した場合にも同様の出生時育児休業給付金が支給されます。	【支給申請手続き】 ・事業主は、被保険者が休業を開始したときは、休業を開始した日の翌日から10日以内に、「休業開始時賃金月額証明書」及び「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業基本給付金支給申請書」を管轄ハローワークに提出します。 ・2か月に1回申請します。 【添付書類】 ①賃金台帳 ②出勤簿 ③母子健康手帳 ④入金口座通帳(写)

※令和5年12月現在の法令に基づいて作成しています。